

## 山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金

# 「設備投資等促進事業」

## 【平成30年度 応募要領】

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業の創出、付加価値の向上を図るため、経済産業省「平成29年度補正 ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」（以下、「ものづくり補助金」といいます。）で採択されなかった事業のうち、計画内容のブラッシュアップを図ったものについて、山形県知事が本県中小企業の付加価値向上に資する事業として認定したのに対し補助金を交付します。

### 1 補助対象事業

ものづくり補助金に応募し、採択されなかった事業。ただし、設備投資を伴うものに限ります。

※設備投資とは、機械装置等を取得するための経費として補助対象経費で単価50万円(税抜き)以上を計上するものを指します。

※本事業への応募にあたっては、認定支援機関による指導・助言をもとに、ものづくり補助金に応募した事業計画の見直し（ブラッシュアップ）を行う必要があります。

※ものづくり補助金応募時に選択した対象類型（革新的サービス、ものづくり技術）及び事業類型（企業間データ活用型、一般型、小規模型）を原則変更することはできませんが、ものづくり補助金応募時に企業間データ活用型で応募し、連携体に参加する県内企業が1者しかない場合は、事業類型を一般型に変更することができます。

#### ●対象類型について

##### (1)革新的サービス（国公募要領8ページ参照）

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること

##### (2)ものづくり技術（国公募要領8ページ参照）

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

#### ●事業類型について

##### (1)企業間データ活用型

複数の中小企業・小規模事業者が事業者間でデータ・情報を活用（共有・共用）し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図る取組みであること。

##### (2)一般型

##### (3)小規模型

※詳細はものづくり補助金の公募要領に準じます。

## 2 補助対象者

山形県内に事業所を有する中小企業者で、補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者。

※本事業における中小企業者とは、「革新的サービス」で申請される方は「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する者をさします。「ものづくり技術」で申請される方は「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」第2条第1項に規定する者をさします。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する者は大企業とみなし、補助対象者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

## 3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 企業間データ活用品 1/2以内  
一般型(※)・小規模型(小規模企業者以外) 1/3以内  
※ 以下のいずれかの場合、補助率1/2以内
- 生産性向上特別措置法(案)に基づき、固定資産税の特例率をゼロの措置をした市町村において、補助事業を実施する事業者が「先端設備等導入計画」の認定を取得した場合
  - 3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%に加え、「従業員一人当たりの付加価値額」年率3%を向上する中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を、平成29年12月22日の閣議決定後に新たに申請し承認を受けた場合
- 小規模型(小規模企業者) 1/2以内
- (2) 補助上限額 : 企業間データ活用品(※)・一般型 750万円以内  
※ 連携体は幹事企業を含めて10者まで。1者あたり150万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能
- 小規模型 375万円以内  
※ 補助金の額は千円単位(千円未満切捨て)とします。  
※ ものづくり補助金における「生産性向上に資する専門家の活用がある場合の補助上限額30万円増額」はありません。
- (3) 補助対象経費 : 補助事業実施期間に実施した活動に要する経費で、かつ、補助事業実施期間内に支出されるものに限り、補助対象となる経費は次のとおりです。

○「全ての事業類型」で補助対象とする経費

経費区分	説明
機械装置費	機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフトウェア）の購入、製作、借用、それに伴う改良・修繕又は据付けに要する経費
技術導入費	本事業遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	本事業遂行のために必要な謝金や旅費として、依頼した専門家に支払われる経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウド利用費	クラウドコンピューティングの利用に関する経費（機械装置費を除く）

○「小規模型」のみ補助対象とする経費

経費区分	説明
原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注加工費	試作品の開発に必要な原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等（外注加工先の機器を使って自ら行う場合を含む）を行う場合に外注加工先への支払に要する経費
委託費	外部の機関に試作品等の開発の一部を委託する場合の経費
知的財産権等 関連経費	試作品等の開発、役務の開発・提供方法等と密接に関連し、試作品等の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費

※設備投資（機械装置費（単価50万円（税抜き）以上））が必要です。

※「企業間データ活用型」「一般型」において、機械装置費以外の経費については、総額で375万円（税抜き）までを補助上限額とします。

※その他、補助対象経費の詳細については、ものづくり補助金の公募要領に準じます。

(4) 正社員化の取組みを行う場合、次の補助上限額を適用します。

補助上限額：	企業間データ活用型・一般型	900万円以内
	小規模型	450万円以内

●正社員化の取組みについて

イ 就業規則等に基づき、40歳未満の有期契約労働者を平成30年4月1日以降に正規雇用労働者・多様な正社員等に転換または直接雇用（以下「正社員化等」といいます。）し、当補助事業の事業期間内に厚生労働省の「キャリアアップ助成金」の正社員化コースの要件を充たし、支給申請を行う事業者に対しては、上記3(4)補助上限額を適用します。

ロ 補助事業の実績確認時に、上記イ記載の支給申請の実施が確認できない場合は、上記3(4)は適用せず、3(1)、3(2)を適用します。

※「キャリアアップ助成金」を申請するには、正社員化を行ってから6ヶ月間の賃金支払い実績等が必要です。詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

## 4 補助事業実施期間・実績報告書提出期限

(1) 補助事業実施期間：

補助金交付決定の日から平成30年12月28日（金）まで

(2) 実績報告書提出期限：

事業終了後15日以内、又は平成31年1月11日（金）まで

## 5 応募手続き

(1) 応募及び問い合わせ先

山形県中小企業スーパーサポート補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）  
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階  
TEL. 023-665-1077 FAX. 023-665-1078

(2) 応募期間

平成30年5月21日（月）から6月5日（火）まで

(3) 応募方法

郵送で送付してください。（当日消印有効）

(4) 提出書類 6部（正本1部、副本5部）

※申請様式については、山形県中小企業団体中央会のホームページよりダウンロードの上、ご利用下さい。（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp/>）

① 事業計画認定申請書【様式1】

② 事業計画書【様式2】

※ものづくり補助金の公募要領を参考に記入してください。

③ 事業計画見直し確認書【様式3】

※認定支援機関が発行した確認書を提出してください。

④ 決算書

※直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表を提出してください。

⑤ 登記事項証明書

※提出日より3ヵ月以内に発行されたもの（コピー可）を提出してください。

⑥ 会社案内等パンフレット

※無い場合は企業の概要がわかるものを提出してください。

⑦ 入手価格の妥当性を証明できる書類（任意：1部）

※有効期間内の見積書、カタログ・パンフレット等を提出してください。

⑧ 労働者名簿一覧

※「小規模型」を選択し、小規模企業者として補助率1/2の適用を希望する場合のみ提出してください。

- ⑨ 経営革新計画に係る承認通知書の写し及び経営革新計画に係る承認申請書（別表を含む）の写し  
※「一般型」での補助率アップや審査における加点を希望する場合のみ提出してください。  
応募申請時点で承認申請中の場合は、申請済みの「経営革新計画に係る承認申請書（別表を含む）の写し」を提出してください。
- ⑩ 経営力向上計画に係る認定について（認定通知書）の写し及び経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し  
※審査における加点を希望する場合のみ提出してください。応募申請時点で認定申請中の場合は、申請済みの「経営力向上計画に係る認定申請書（（別紙）経営力向上計画を含む）の写し」を提出してください。
- ⑪ 地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し  
※審査における加点を希望する場合のみ提出してください。応募申請時点で承認申請中の場合は、申請済みの「地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し」を提出してください。

#### (5) 書類作成上の留意点

- ① 事業計画書等様式用の紙サイズは、A4判の片面印刷とし、決算書・パンフレットなど他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、1部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。なお、フラットファイルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名及び正副の別を記入してください。
- ② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。
- ④ 事業計画書等様式の申請書類データはCD-Rで提出する必要はありません。

## 6 審査方法・結果の通知

### (1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、別表（審査項目）に基づき、補助事業審査委員会（以下「審査会」という。）において審査の上、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業の創出、付加価値の向上に資するものと認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します（予算の範囲内での補助金の交付決定となります）。

### (2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に事業計画に関する照会等を行う場合があります。

### (3) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及び補助金交付要綱の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

#### (4) 認定事業の公表

認定を受けた事業については、事業者名、所在地、事業計画名、認定支援機関名等をHP上で公表します。

## 7 スケジュール（予定）

	実施時期
応募受付	5月21日（月）～6月5日（火）
審査会	7月下旬
結果の通知	8月下旬
補助金交付申請・交付決定	9月上旬

※このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

## 8 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

## 9 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、応募の際は期限に余裕をもって書類を提出してください。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業終了した翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (3) 本事業終了後、事業の成果等を確認するため、アンケート調査や決算書等の提出をお願いしますので、御協力願います。また、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

### 問い合わせ先

山形県中小企業スーパーサポート補助事業事務局（山形県中小企業団体中央会内）  
〒990-0039 山形市香澄町1-3-15 山形むらきさわビル4階 TEL. 023-665-1077

山形県商工労働部中小企業振興課企業振興担当  
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL. 023-630-2135

別表：審査項目

審 査 項 目
<p>(1) 補助対象事業としての適格性</p> <p>以下の補助対象外事業に該当しないこと。</p> <p>① テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国（独立行政法人等を含む。）や県が助成する他の制度（補助金（例：食産業王国やまがた推進事業費補助金）、委託費等）と重複する事業（ものづくり補助金を除く）</p> <p>② 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業</p> <p>③ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業</p> <p>④ 営利活動とみなされる物件の導入を行う事業（原材料や商品の仕入れ等のうち、社内試作及び試作品のテスト販売用を事業計画として計上した場合は可能）</p> <p>⑤ 公序良俗に反する事業</p> <p>⑥ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業</p> <p>⑦ 設備投資（機械装置費 単価50万円以上（税抜き））を伴わない事業</p> <p>⑧ 機械装置費以外の経費に設定されている上限を超える補助金を計上する事業</p> <p>⑨ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局が指定した応募申請書類様式と異なる様式で応募してきた案件</li> <li>・補助金申請額が補助上限額を超える案件</li> <li>・事業類型に対象となっていない補助対象経費科目を使用している案件</li> <li>・必要な書類が添付されていない案件</li> <li>・その他書類不備等、補助対象要件を充たさない案件</li> </ul> <p>(2) 技術面</p> <p>① 新製品・新技術・新サービス（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイデアの活用等を含む））の革新的な開発となっているか。</p> <p>○【革新的サービス】においては、中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドラインで示された方法で行うサービスの創出であるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。</p> <p>○【ものづくり技術】においては、特定ものづくり技術分野の高度化に資する取組みであるか。また3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。</p> <p>○【企業間データ活用型】においては、連携体内の企業間によるデータを有効に活用した取組みであるか。</p> <p>② サービス・試作品等の開発における課題が明確になっているとともに、補助事業の目標に対する達成度の考え方を明確に設定しているか。</p> <p>③ 課題の解決方法が明確かつ妥当であり、優位性が見込まれるか。</p> <p>④ 補助事業実施のための体制及び技術的能力が備わっているか。</p> <p>(3) 事業化面</p> <p>① 事業実施のための体制（人材、事務処理能力等）や最近の財務状況等から、補助事業を適切に遂行できると期待できるか。</p>

- ② 事業化に向けて、市場ニーズを考慮するとともに、補助事業の成果の事業化が寄与するユーザー、マーケット及び市場規模が明確か。
- ③ 補助事業の成果が価格的・性能的に優位性や収益性を有し、かつ、事業化に至るまでの遂行方法及びスケジュールが妥当か。
- ④ 補助事業として費用対効果（補助金の投入額に対して想定される売上・収益の規模、その実現性等）が高いか（【革新的サービス】【ものづくり技術】いずれにおいても、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する取組みであるか。）

※小規模企業者の技術面・事業化面における体制については、小規模企業者の実態に見合った審査を行う。

#### (4) 政策面

- ①-1 地域のニーズに対応した商業・サービス業の新たな事業の創出（ICT(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の活用、若者・女性等に対する創業支援、新たなサービスを行うための創業や新分野進出）等につながる取組みであるか。
- ①-2 県が参入・集積を促進する「先端分野」（有機エレクトロニクス、バイオテクノロジー）・「成長期待分野」（自動車、航空機、ロボット、環境・エネルギー、医療・福祉・健康、食品・農業）と整合性がとれているか。
- ② 地域経済と雇用の支援につながる事が期待できる計画であるか。
- ③ 中小企業・小規模事業者の競争力強化につながる経営資源の蓄積（例えば、生産設備の改修・増強による能力強化）につながるものであるか。

※①-1は【革新的サービス】、①-2は【ものづくり技術】の事業者の審査項目。

#### (5) 加点項目

- ① 生産性向上特別措置法（案）（平成30年通常国会提出）に基づいた、固定資産税ゼロの特例を措置した市町村において、当該特例措置の対象となる先端設備等導入計画の認定企業
- ② 有効な期間の経営革新計画の承認（申請中を含む）、または経営力向上計画の認定（申請中を含む）、または地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認（申請中を含む）のいずれかを取得した企業
- ③ 小規模型に応募する小規模企業者